

第12章 考 察

第1節 難波宮跡出土のコト柱について

野川美穂子（東京文化財研究所）

1. 遺物の史的価値

難波宮跡から出土したコト柱¹⁾（写真 54）は、日本音楽の史料として、極めて貴重である。この遺物に関して最も興味深いのは、用途であろう。「こと」に用いる「柱（じ）」であることは間違いないが、どのタイプの「こと」に用いたかが問題となる。

記紀類に登場する「こと」（以下、コトと表記する）は、本来は弦楽器を意味する和語であるが、弦楽器の中でも特に、奏者の前に細長い本体を横たえて弾くタイプの楽器に対して使われてきた。コトには、日本古来のコトと外来のコトがある。弥生・古墳時代の遺跡から出土するコト、埴輪に象られたコトは、日本古来のコトであり、のちに改造されて、雅楽に用いる和琴に発展したと推測されている。いっぽう、5世紀から9世紀にかけての時期には、ユーラシア大陸より、数々の音楽が渡来し、外来のコトも伝えられた。朝鮮半島系の新羅琴、中国系の箏、瑟、七弦琴、中国系または朝鮮半島系の臥箏篋などである。外来のコトの多くは日本に定着しなかったが、箏は、雅楽の合奏楽器の一つとして普及する一方、江戸時代には、生田流や山田流などに分かれて発展した箏曲の楽器としても普及した。

これらのコトには、七弦琴を除き、弦を持ち上げるためのブリッジ（「柱」）がある。柱は、弦の振動を楽器本体に伝え、また、柱を立てる位置によって、弦の音高を決めるという、極めて重要な役割を担っている。後述するように、難波宮跡の遺物は、外来の^{そう（こと）}箏の「柱」であったと推測する。しかし、他のコトに用いられた可能性も皆無ではない。遺物の年代である奈良時代において、どのようなコトにどのような形のコト柱が用いられていたかは、十分に解明されていないからである。

第二に興味深いのは、この遺物が箏の柱であると仮定した場合、奈良時代の所産と推定できる点である。箏は、奈良時代が始まる前後に、唐楽に用いる楽器として、中国から日本に伝来したと推測されている。雅楽の一部として現在も演奏される唐楽は、ももとは中国の宮廷で饗宴の折に用いられていた。その唐楽が渡来した年代は不明であるが、公的な雅楽の教習機関として701年（大宝1）に設立された雅楽寮に「唐楽師」がいることから、奈良時代より前であることは明白である。しかし、そこで箏が用いられたことを実証する記録はなく、正倉院に所蔵される箏の実物が、箏の伝来を考える最古の遺物とされてきた。したがって、今回発見された遺物が箏の柱であるとするならば、聖武天皇の宮都である後期難波宮跡より出土したという点で、正倉院の箏と同様の史的価値を持ち得る。

2. 他のコト柱との比較

難波宮跡のコト柱と比較できる遺物は多い。コト柱の遺物には出土品と伝世品がある。

（1）難波宮跡のコト柱の特徴

比較するために、難波宮跡のコト柱の主な特徴をまず挙げておく。 写真 54 難波宮跡出土のコト柱



- ①頭部に弦を乗せるための溝がある。
- ②下端部がアーチ状に切り込まれている。
- ③厚さは、頭部より下端部が厚い。
- ④高さは、下端の開きよりも長い（高さは開きの約 1.3 倍の長さ）。
- ⑤頭部から下端へと向かう左右の稜線に二つの肩を装飾的に成形し、弦を乗せるための頭部が長い。
- ⑥材質はカヤ。
- ⑦片面に「二」の文字が刻まれている。

（２）他の出土品との比較

出土品のコト柱の年代は、弥生時代後期から平安時代に渡る。最も数の多い奈良時代の出土例は 80 点を超えている。その中には、祭祀具としてコト柱単独で使用され、コトに装着されなかった可能性を指摘されているものもある²⁾。しかし、多くは、弥生・古墳時代の遺跡から出土するコト、埴輪に象られたコトに関連するものであろう。

出土品には、難波宮跡の遺物と共通する①②③④⑥の特徴を持つ例がある。このうち①の類例が最も多い。出土品の形は多彩であり、時代差や地域差を容易に把握し得ない状況にあるが、傾向として、奈良・平安時代のコト柱では下端の切り込みが顕著になると指摘されている³⁾。特徴の②は、そうした傾向と一致するものである。ただし、難波宮跡の遺物の場合、楽器本体にコト柱が接する面積は極めて小さい。下端の切り込みは、③と同様に、安定して柱を立てるのに役立つ。とくに、コト本体の表面にソリやムクリと呼ばれるカーブがあると、切り込みは欠かせない⁴⁾。切り込みのある弥生時代のコト柱例があるので一概には言えないが、上述の傾向は、ソリやムクリを持つコトが奈良時代に増えたことを示唆するのかもしれない。④については類例が極めて少ない⁵⁾。多くの出土品は高さよりも開きが長いという点で、難波宮跡のコト柱とは異なる。⑥については、静岡県恒武西宮遺跡（奈良時代）の出土例がある。

（３）伝世品との比較

奈良時代の所産と推定し得る伝世品が、正倉院と法隆寺献納宝物のコト柱である⁶⁾（表 69 参照）。こ

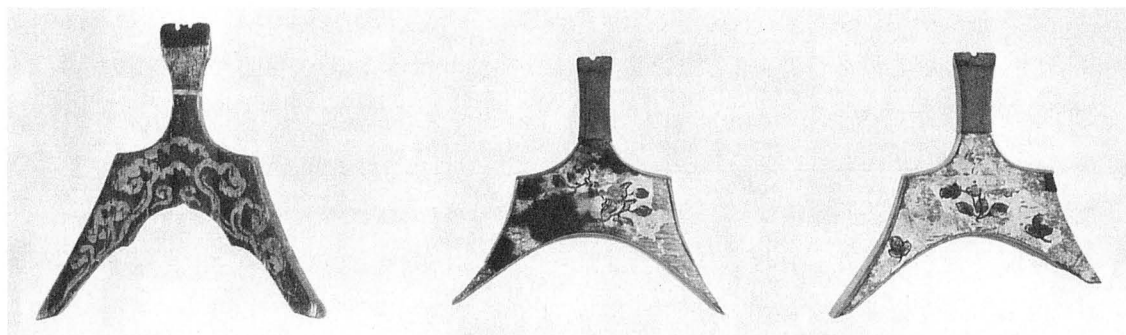


写真 55 正倉院のコト柱（箏用）。左から、表番号の乙、甲 b、甲 a
（正倉院事務所編 1967『正倉院の楽器』日本経済新聞社）

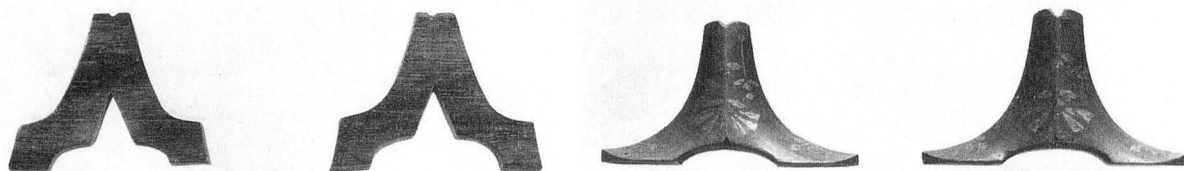


写真 56 正倉院のコト柱（金泥絵新羅琴用）
（正倉院事務所編 1967『正倉院の楽器』日本経済新聞社）

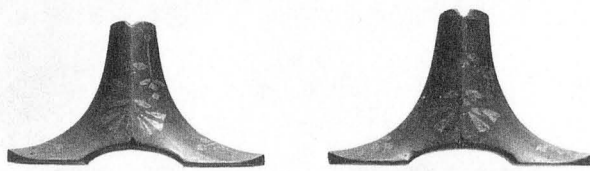


写真 57 正倉院のコト柱（金箔押新羅琴用）
（正倉院事務所編 1967『正倉院の楽器』日本経済新聞社）

のうち正倉院には、箏用と新羅琴用のコト柱がある。箏用のコト柱は3点あり、2種類（甲と乙）に分類できる（写真55）。新羅琴用には、正倉院蔵の金泥絵新羅琴に付属するコト柱4点（写真56）と金箔押新羅琴に付属するコト柱6点（写真57）がある⁷⁾。法隆寺のコト柱6点（写真58）は、『集古十種』や『御宝物図絵』に「箏柱」と記されるものの、その形から新羅琴用のコト柱と推測されている。これらはいずれも、外来のコトに用いた柱である。

これらと難波宮跡のコト柱を比較してみると、①②の特徴は全てにあてはまる。③は、各例の法量が不明であるため、わからない⁸⁾。⑤については、数は一つながら稜線に肩を成形し、長い頭部を持つ点で、正倉院の箏柱が類似する。この形は、なだらかな弧を描く新羅琴のコト柱⁹⁾との大きな違いであり、若干の変化を見せなが

らも現在に至るまで、箏柱の特徴として継承されている。⑦は、正倉院の箏柱、金箔押新羅琴の柱、法隆寺のコト柱に類例がある。漢数字は、コト柱を立てるべき弦を特定している。難波宮跡のコト柱の「二」は、「二」と呼ばれる第二弦に立てる柱であることを示したものであろう。

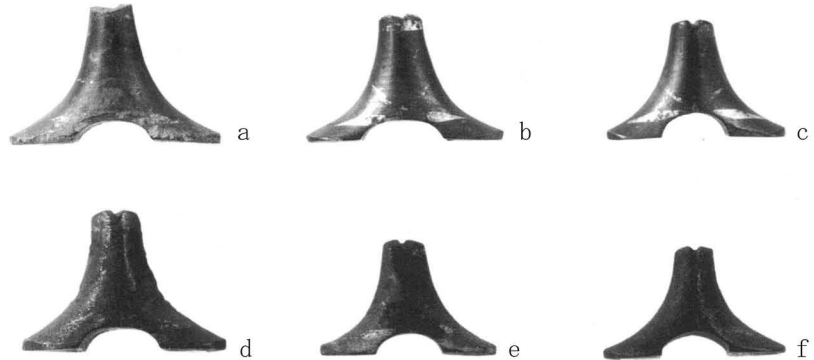


写真58 東京国立博物館法隆寺献納宝物のコト柱（新羅琴用か）
上段左から、表番号のa b c 下段左から、表番号のd e f
（東京国立博物館所蔵）

表69 正倉院と法隆寺献納宝物のコト柱と難波宮跡出土のコト柱の比較

所蔵・遺跡名	楽器種	番号	高さ	開き	最大厚	肩数	材質	文字	加飾ほか
難波宮跡	箏?		6.25	4.75	1.09	2	カヤ	「二」（刻書）	
正倉院 (南倉)	箏	甲 a	4.5			1	(木製)	「十二」（白線）	金箔押。花卉花喰鳥の彩絵。玳瑁張。小口に縁牙張。脚部内側に黄楊木張。頭部に花欄様の堅木。
		甲 b	4.2	(4.4)		1		「十三」（白線）	
	箏	乙	5.0	(4.9)		1	黒柿		頭部に銀泥塗。蘇芳染に金泥の雲形。
正倉院 (北倉)	新羅琴 (金泥絵)	a	3.7	5.0	0.7 ~ 0.8	1	黒柿		
		b	3.7	5.1		1			
		c	3.6	4.8		1			
		d	3.8	5.1		1			
	新羅琴 (金箔押)	a	3.0	5.1	1.2		(木製)	「一」（墨書）	金絵。
		b	3.0	4.8	1.2			「二」（墨書）	金絵。
		c	2.9	5.0	1.2			「四」（墨書）	金絵。
		d	2.8	4.9	1.2			「五」（墨書）	金絵。
		e	2.8	4.9	1.2			「七」（墨書）	金絵。
		f	2.8	4.8	1.2			「八」（墨書）	金絵。
法隆寺 (現所蔵・東京 国立博物館)	新羅琴?	a	3.4	5.0	1.1		(木製)	「一」（墨書）	赤漆。切箔の葉状文。
		b	3.0	4.7	1.0		(木製)	「八」（墨書）	赤漆。切箔の葉状文。
		c	2.8	4.1	1.0		山桜?	「十口」(「十二」か。墨書)	切箔の葉状文。
		d	3.4	4.8	1.2		紫檀?		切箔の葉状文。
		e	2.7	4.2	1.1		紫檀?		切箔の葉状文。
		f	2.6	4.1	1.2		紫檀?		切箔の葉状文。

(注1) 表作成に参照した文献は次の通り。林謙三 1964『正倉院楽器の研究』風間書房。正倉院事務所編 1967『正倉院の楽器』日本経済新聞社。東京国立博物館 1994『法隆寺献納宝物特別調査概報XIV 楽器』。

(注2) 「開き」は、コト柱の下端の横幅。() 付の数字は、写真から計測した推定値。

(注3) 「肩数」は、頭部から下端へと向かう稜線に成形された肩の数。

(注4) 「文字」は、コト柱に記されている文字。

3. 難波宮跡のコト柱に関する推測

以上から、難波宮跡のコト柱の用途を推測してみると、出土品の多くとは形が異なることから、弥生・古墳時代の遺跡から出土するコトとの関連は薄い。また、弥生・古墳時代のコトから発展した和琴に用いた可能性も低い。現在の和琴では、楓の二股の枝で柱を作る（写真59）。弥生・古墳時代のコトでは、ヒノキなどの針葉樹から加工した特製の柱を用い、その改造である和琴では、自然の楓の枝を柱に利用するに至った経緯は謎であり、奈良時代の和琴に特製のコト柱が用いられた可能性も否定できないが、現状の遺物からは、これら日本独自のコトに難波宮跡のコト柱を用いたとは考えにくい。

いっぽう、外来のコトに用いたとするならば、伝世品との比較から考えて、箏の柱である可能性が高い。左右に肩を作り出す装飾的な形や首長の頭部という特徴以外に、コト柱の表面と裏面が平坦であること¹⁰⁾も箏柱の可能性を示唆する。

しかし、箏柱としては類例のない特徴もある。それが④である。この特徴は、箏に限定せずに考えてみても、特異である。

箏柱における開きと高さの比率には時代的な変遷があったと推測されている。正倉院の箏柱の開きと高さはほぼ等しいが、その後の楽箏（雅楽に用いる楽器）では開きが高さより長い¹¹⁾（写真60）。また、楽箏から発展して生まれた江戸時代の俗箏（生田流や山田流などの箏曲に用いる楽器）では、楽箏と同様に開きが長い柱から、開きと高さがほぼ同じ形へと移行した¹²⁾。現在の俗箏では、高さが開きより長い。こうした変遷には、楽器本体のソリやムクリの状況や、音色に対する趣向が影響したと私は推測している。開きが長いほど柱は安定するが、その反面、音色や音程は曖昧になる。いっぽう、楽器本体のソリやムクリが強くなると、開きが狭くても、柱を下方に押しつける弦の張力が増すので、柱は倒れにくくなる。安定感と音色とのバランスをはかりながら、楽器本体と柱の形を工夫し、多様性を生んだのであろう。

しかし、難波宮跡のコト柱に見られる④の特徴が、どのような理由で生まれたのかは不明である。⑤に見られる装飾性につながる可能性もある。遺物はカヤ製であるが（⑥）、古代の木彫像にカヤが多い状況を考え合わせると、外国製のコト柱ではなく、日本製である可能性を推測させる。日本古来のコト柱には見られない形を、外来のコト柱の装飾性に触発された日本人が、日本の地で模倣し案出した造形と言えるのかもしれない。その丁寧な造作からは、木製品の加工に長けた人物の存在を想像できる。弦を受ける溝周囲の状況から実用のコト柱であったと言え、この時期には、外来の音楽を日本人が奏で、その楽器も日本人が作る環境にあったことを思わせる。装飾性に関連して付言すれば、正倉院の箏柱には玳瑁や金泥などによる美しい加飾があり、現在の楽箏の柱にも継承されているのに対し¹³⁾、難波宮跡のコト柱には、彩色などの痕跡が見られないのが気になる。カヤの特性である光沢や香りを生かそうとしたのかもしれない。

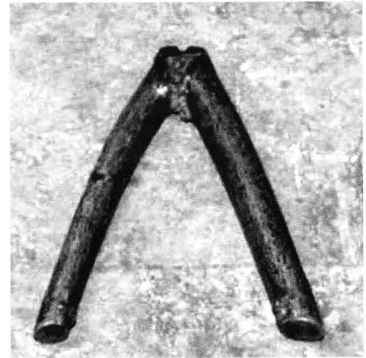


写真 59 三の丸尚蔵館所蔵
のコト柱（和琴「新河霧」用）

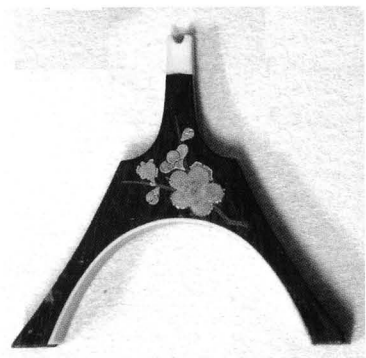


写真 60 三の丸尚蔵館所蔵
のコト柱（箏「子の日」用）

註

- 1) 「こと」の漢字表記には、「琴」と「箏」の2種がある。両者の大きな違いは、前者が柱を用いず、後者が柱を用いる点と説明されることが多い。「琴」を代表する七弦琴には柱がなく、「箏」を代表する13本弦の箏には柱を用いるのが、その大きな根拠である。しかし、実際の区別は錯綜している。和琴や新羅琴など、「琴」の字を含む名称の楽器にも、柱は用いる。また、箏は、「琴」と表記されることもあった。こうした状況から、柱についても「箏柱」と「琴柱」の表記がある。この小稿では、厳密には楽器を特定できない遺物であることに配慮して、「コト柱」と記すことにした。
- 2) 伊藤律子 2004「琴柱—その出現から衰退の検証—」(『(財) 静岡県埋蔵文化財調査研究所設立20周年記念論文集』)
- 3) 金子裕之 1980「古代の木製模造品」(『奈良国立文化財研究所学報 第38集 研究論集VI』奈良国立文化財研究所)。伊藤律子「琴柱—その出現から衰退の検証—」前掲。
- 4) 楽器の側面に見られるカーブを「ソリ」、楽器の断面に見られるカーブを「ムクリ」と呼ぶ。弥生・古墳時代の遺物のコトの多くには、ソリやムクリがない。一方、和琴、箏、新羅琴、七弦琴など、奈良時代以降のコトには、ソリやムクリがある。和琴は、弥生・古墳時代のコトから発展した楽器と推測されているが、ソリやムクリのある箏や新羅琴といった外来楽器から影響を受けた可能性がある。
- 5) 奈良時代のものに平城京(左京二条二坊・三条二坊)長屋王邸、平安時代のものに平安京跡(左京四条四坊一町)の出土品がある。いずれも特異な形。
- 6) 法隆寺献納宝物のコト柱については、奈良時代の所産である証拠はない。新羅琴用という仮定から判断したもの。
- 7) 金泥新羅琴と金箔押新羅琴には、後補と思われる新しいコト柱もある。表69には略した。
- 8) 以下を参照。林謙三 1964『正倉院楽器の研究』風間書房。正倉院事務所編 1967『正倉院の楽器』日本経済新聞社。東京国立博物館 1994『法隆寺献納宝物特別調査概報XIV 楽器』。
- 9) 現在の朝鮮半島で用いられる伽倻^{かやきん}琴に継承されている形。
- 10) 正倉院の金箔押新羅琴のコト柱、法隆寺のコト柱(新羅琴用か)は、表面と裏面に、なだらかな膨らみがある。ただし、金泥絵新羅琴のコト柱は、写真で見る限りは、平坦である。金泥絵新羅琴のコト柱は、全体の形としても類例がない(前掲『正倉院の楽器』p.29)。
- 11) 『楽家録』(1690)に記載される楽箏の柱は、開きが一寸七分二厘、高さが一寸四分七厘。
- 12) 『箏曲大意抄』(1782 跋文)に記載される俗箏の柱は、開きが一寸七分、高さが一寸七分。
- 13) 楽箏の柱では、加飾のみでなく、正倉院例と同様、耐久性を高めるために、弦を受ける頭部に別材を用いる例、脚部の内側に別材を張る例が多い。俗箏のコト柱もかつては楽箏用と同様であったが、現在では、象牙製や合成樹脂製の柱を用い、多くは加飾がない。象牙製は、江戸時代後期に始まると推測されている。